



発行責任者 岩井 寛

# 郵政産業ユニオン 浦安

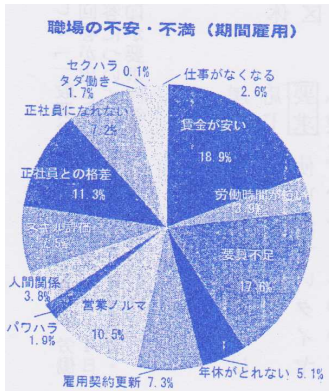
2014年 2月15日

発行 郵政産業労働者ユニオン浦安支部

HP <http://piwu-urayasu.jp>

Mail [otegami@piwu-urayasu.JP](mailto:otegami@piwu-urayasu.JP)

## 14春闘で、賃金の底上げ、増員、格差是正の実現を！



期間雇用社員には「定期昇給」はなく、スキルアップしても結婚や子供

時間給の引き上げ要求額は、1000円が30・1%と各年代でトップです。期間雇用社員には「定期昇給」はなく、スキルアップしても結婚や子供

「8割」を超えるもので、働き盛りの人が、期間雇用社員の賃金だけで生活している厳しい実態が示されています。

### 働き盛りに、厳しい生活

郵政産業ユニオンも加わる全国の郵政共同会議で実施した14春闘の要求アンケートに、全国から7000名に及ぶ回答が寄せられています。賃金の底上げが求められている期間雇用社員の生活実態や、職場の要求を掲載していきます。

の教育費、住居費などの生活費が増加しても収入は全く変わりません。特に40代では、生活実感が「苦しい」が、73%にも達しているのです。

### 職場からたかいを

職場の不安・不満（上記表）では①賃金が安い②要員不足③正社員との格差④営業ノルマと、続きます。「4時間勤務では生活費が足りない。ダブルワークも実際は難しい」「8時間勤務で安定した生活をしたいたい」という人が増えているのが特徴です。「営業ノルマへの切実な声は、雇用更新を暗に持ち出し「目標達成しないと・・・」などという管理者もいるなど、普段から声が寄せられてもいます。アンケート結果を基に郵政産業ユニオンは14春闘を闘っていきます。

## 休憩室

ここは雪国か！と見間違え8日。「出勤が難しいので」と電話で「休みたい」と言うゆうメイトに「公共交通が動いている時は出勤を」と、対応をとる会社。出勤しても「帰宅できないければ」と仕事に就く非正規の不安もよそに、朝、出勤していた上司等は、午後には公共交通で帰宅。夜勤のゆうメイトからは「どうやって帰ればいいんですか」と！日頃、「社員ののために、社員のことを考えて」と、言う、集配部以外は、会社幹部の姿は夕方以降は「見えず」でした。「危機管理」に対応していくことは会社全体の問題ではないのか、と思うが、公共交通が乱れ、運送便も乱れ、配達も困難になっていった大雪「対策」。結果的には「自己責任」の対応ばかり。集配や郵便の夜勤社員は、夕方からの相次ぐ電車の「不通」を気にしながら、終業時には「電車が止まって、もう泊まるしかない」とあきらめ、家族に電話。そういった姿を20人以上見えています。(い)

# 一般要求・「改正」労働契約法に関する 要求「回答」で、組合「窓口」実施！

昨年、12月9日に提出した「一般要求書」並びに「改正」労働契約法に関する「要求書」の回答が出され、会社側と2月3日・4日と「職場労使」の窓口で回答についてのやりとりしました。内容・結果を、お伝えします。（\*印が要求回答とやりとりでの回答）

## 一般要求関係

**要求** 集配労働者の昼休憩の取得、増員・増区に関しては、

\* 帰局できる目安時間を各区分毎に明らかにし、指導をはかっている。日の出地区には状況を見ながら「増区」を検討している。

**要求** 65歳定年制やIT授受に関する補充・増員に関して、

\* IT授受に関して過重労働となった事実はないが、不足している要員については募集を掛けている。

**要求** 駐輪場の屋根の改修・延伸・増設については  
\* 壊れている屋根についての修繕は行う予定。



屋根の延伸や増設には応じられない。

**要求** 使いやすいタイヤ「空気入れ」については  
\* 現在の「空気入れ」の更改時には検討する。

## 改正・労契約法

**要求** 期間雇用社員の年休「未消化」に関して  
\* 組合が主張しているような事実があれば個別に指導を行う。

**要求** 期間雇用社員への制服の支給について。  
\* 権限外事項。ゆう窓の期間雇用社員の制服の「未支給」は貸与していく。

**要求** 社員と同等のロッカーの貸与。  
\* 社屋の構造上困難。使っていないロッカーについては配備を検討していきたい。

## 職場の労働安全に関わる要求書

### （要求項目）

- 一、発着ホームにあるオーバースライダーを撤去し、手動式によるシャッターなどに取り替えること。また、外気をシャットアウトするエアカーテン・ビニールカーテンなどを設置すること。
- 二、撤去するまでの間（できない場合）、落下を防ぐ「安全装置」など備え付けること。
- 三、過去に、ワイヤーの劣化などで切断し作業員の直ぐ隣に落下したこともあります。開閉回数によるワイヤー交換など設定されてきたはずですが、会社は点検もせず、「ワイヤー交換」の目安も持っているとは言えません。安全のためにも、「交換」などの計画を示すこと。また、安全教育を徹底すること。
- 四、夜間も使用する発着リフト場所の蛍光管の取替や設備の修繕をし、明るさを確保すること。
- 五、「職場における腰痛予防対策指針」が改訂されてきています。（厚労省H、25/6/18）重量物を扱う仕事が多い郵便局の作業実施者への予防に関する周知を徹底すること。また、安全衛生委員会でも指針が活かされるようにすること。
- 六、腰痛予防からも集配組立の立ち作業に、従来の回転できる椅子を措置すること。
- 七、AEDを作業する社員にも使用できるよう、職場に設置すること。
- 八、全課・全社員対象に「郵便体操」を作業前などに実施すること。

以上

昨年、12月に起きたオーバースライダーによる事故は、パレットに掛かったスライダーをはずすことで落下し、骨折までに及ぶ事故につながってしまいました。区分局時代にもワイヤーが切れ、突然落下するなどの事故をはじめ危険な開閉式の扉と言えます。この様な事故の再発を繰り返さない上でも、オーバースライダーの撤去を含め職場の労働安全に関わる「要求書」を2/4日に浦安郵便局に提出しました。誠意ある回答を求めます。